臨時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

株主総会参考書類「第１号議案　株式交換契約承認の件」の「３．会社法施行規則第193条に定める内容の概要」の「（４）伊藤忠製糖の最終事業年度に係る計算書類等」

伊藤忠製糖株式会社
第50期（2021年（令和３年）４月１日から2022年（令和４年）３月31日まで）

- 事業報告
- 附属明細書（事業報告関係）
- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書
- 重要な会計方針及びその他の注記
- 計算書類の附属明細書
- 独立監査人の監査報告書
- 監査役の監査報告書

日新製糖株式会社

法令および当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイト
（https://www.nissin-sugar.co.jp/）に掲載することにより、
株主の皆様に提供しているものであります。

第５０期

自　令和　3年4月　1日
至　令和　4年3月 31日

事　業　報　告
附属明細書(事業報告関係)
計　算　書　類
・貸　借　対　照　表
・損　益　計　算　書
・株主資本等変動計算書
・重要な会計方針及びその他の注記
計算書類の附属明細書

伊藤忠製糖株式会社

事業報告

令和　3年4月　1日から
令和　4年3月　31日まで

1．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 経済環境および業界の状況

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進み、緊急事態宣言が解除されたことで回復の動きを見せました。しかしながら、新たな変異株の出現による行動制限の強化、資源高と円安による各種原材料価格高騰等の影響で、力強い回復とはなりませんでした。

精糖業界においては、緊急事態宣言解除により、外食関係で回復が見られ、業務用製品が増加したことから、砂糖全体の出荷量は前年を上回りました。しかしながら、安価な輸入加糖調製品や高甘味度人工甘味料の増加等、構造的に国内砂糖消費量の減少が進む状況は前事業年度から変わっておらず、引き続き厳しい経営環境となっております。

海外(ニューヨーク)粗糖先物期近限月は、期首1ポンド当たり¢14.71で寄付きました。4月初日には年間の安値となる¢14.68を付けたあと、ブラジルの干ばつを背景に堅調に推移し、10月には年間の高値となる¢20.61へと上昇しました。しかしながら、インドやタイ等の増産見通しから値を下げ、年明けには¢18台前半まで下落しました。その後、ロシアがウクライナに侵攻し原油や穀物の相場が急騰すると、粗糖現物相場も反発し¢19.49で期末を迎えました。

一方、国内砂糖市況(名古屋)は期首196円(日経名古屋上白現物1kg当たり)で始まりました。堅調な粗糖相場や円安の進行を背景に上昇を続け、7月に202円へと6円上昇、12月に208円へと6円上昇し期末を迎えました。

② 事業の経過および成果

当社の業績は、このような環境の中で、国内砂糖消費の増加と販売単価上昇の影響を受けた結果、販売数量および売上高は前事業年度実績を上回りました(販売数量166,929トン　前期比3,788トン増2.3%増、売上高23,810百万円　前期比1,320百万円増　5.8%増)。なお、当事業年度より収益認識に関する会計基準を適用しており、売上高の前期比は前事業年度に基準を適用したものとして算出しております。

経常利益および当期純利益は、売上高の増加と遊休土地の売却に伴う特別利益があったものの、海外粗糖相場の上昇による仕入単価の上昇、原油価格の値上がりを受けた用役費用の増加、工場設備維持を目的とした設備更新に伴う減価償却費増加により、前事業年度実績を下回りました(経常利益1,641百万円　前期比896百万円減　35.3%減、当期純利益1332百万円　前期比466百万円減　25.9%減)。

③ 会社が対処すべき課題と対応

国内砂糖市場の環境については、消費の低迷が継続することで引き続き厳しい状況が予想されます。このような環境の下、当社は、原料価格上昇分の販売価格転嫁を進め、採算改善に取り組みます。加えて、安定客先の維持、顧客本位の製品提供による差別化、採算管理の徹底、高付加価値商品の拡販、効率的操業の追求、生産技術力の向上、グループ会社を含めた生産販売管理体制の最適化により、収益の拡大とコストの削減に取り組み、安定的な高収益の獲得を目指すとともに、我が国の砂糖制度が公正公平な仕組みとなるよう制度改正の実現への働きかけを継続します。

また、今後成長が期待される分野である、オリゴ糖生産加工および、食品素材関連の企業への投資、提携、研究開発に積極的に取り組み、早期の収益貢献を目指します。

今後ともより一層のご支援、ご指導の程、よろしくお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況の推移

区分	第47期 平成30年度	第48期 令和元年度	第49期 令和2年度	第50期 令和3年度
売上高　(百万円)	25,963	24,915	22,886	23,810
経常利益 (百万円)	2,620	2,913	2,538	1,641
当期純利益(百万円)	1,837	2,043	1,799	1,332
1株当たり当期純利益	459.30円	510.92円	449.85円	333.12円
総資産　(百万円)	19,455	17,356	17,701	16,240
純資産　(百万円)	11,415	10,027	9,633	8,528

① 第50期は事業の経過および成果を参照ください。
② 第50期以降は収益認識に関する会計基準を適用しております。

(3) 主要な工場および使用人の状況

① 工場

本社工場　愛知県碧南市

② 使用人の状況 (令和4年3月31日現在)

使用人人数　90名 (前事業年度末比　4名増加)
平均年齢　38.5歳　平均勤続年数　15.4年

(4) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は、伊藤忠商事株式会社であり、当社の議決権の100.00%を保有しております。また、当社は同社より原料糖を購入しております。

② 株式会社とその親会社等との取引

当社は、親会社との間で売買基本契約書に基づく原料糖の購入を行っており、当該取引をするにあたっては、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違ないこと等に留意しております。

また、取締役会を中心とした当社独自の意思決定組織において、公正かつ適正な取引であると判断しており、その手続きの正当性について問題はないものと考えております。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
第一糖業株式会社	450,000,000円	98.78%	砂糖精製販売
ｼｰ･ｱﾝﾄﾞ･ｴｽ･ｻｰﾋﾞｽ株式会社	10,000,000円	100.00%	当社設備の点検・保全・管理・運送代行業務の受託

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等(令和4年3月31日)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
佐藤 浩雄	代表取締役社長 社長執行役員	第一糖業株式会社 代表取締役会長
齋藤 弦	取締役 専務執行役員 営業・原料・物流管理分掌(兼)人事総務・財務経理担当	
宮本 秀一	取締役	伊藤忠商事株式会社 准執行役員食糧部門長
北川 昇	取締役	伊藤忠商事株式会社 砂糖・コーヒー・乳製品部長
今井 秀明	常勤監査役	
魚住 峰司	監査役	伊藤忠商事株式会社 統合RM部事業管理統轄室長代行
三木 康靖	監査役	伊藤忠商事株式会社 食料経理室長代行

(注) 1 当事業年度中の取締役・監査役の異動

退任 取締役 令和3年6月9日付 山本 貢司

就任 取締役 令和3年6月9日付 北川 昇

3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬の額

9,100,000円

(注) 当社監査役は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査実施計画概要説明などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容

令和4年1月24日開催の取締役会において以下の基本方針を決議しております。(以下原文掲載)

(2) 体制の運用状況の概要

当社では基本方針に従って各統制活動を運用しており、その運用実態については、「内部統制基本方針に関するチェックリスト」として取り纏め、令和4年1月24日開催の取締役会にて報告しております。

2015年6月26日

内部統制システムに関する基本方針

当社は、会社法362条（取締役会の権限等）第4項6号及び「会社法施行規則」第100条（業務の適正を確保するための体制）第1項1号から5号、第3項1号から7号の定めに従い、当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、並びに当社及び当社の子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を下記のとおり整備する。

なお、当社は会社法上の大会社に当たるため、取締役会、監査役及び会計監査人の設置を前提とする。また、この内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めるものとする。

記

1．当社及び当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（会社法 第362条 第4項 6号、同施行規則第100条1項4号、同項5号ニ）

(1) コーポレートガバナンス

① 取締役及び執行役員は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会規程、社会規範、その他の社内規程に従い業務を執行する。

② 監査役は、取締役及び執行役員の職務執行についての適法性・妥当性を監査する。

(2) コンプライアンス

① 取締役、執行役員及び使用人は、法令、定款はもとより、企業方針等の行動規範に関連する規則に則り行動する。

② チーフコンプライアンスオフィサーを設置するとともに、コンプライアンスプログラムの策定、内部情報提供制度の整備、コンプライアンス教育を行い、コンプライアンス体制の充実に努める。

(3) 財務報告の適切性の確保

関連法令の遵守、「購買管理規程」「経理規程」等の社内規程を整備し、財務報告の適切性を確保する。

2．当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理等に関する体制

（会社法施行規則 第100条 第1項 1号）

(1) 情報の保存・管理

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。）を、関連資料とともに「情報管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存・管理する。

(2) 情報の閲覧

取締役及び監査役は、いつでも前項の情報を閲覧することができる。

3．当社及び当社の子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

（会社法施行規則 第100条 第1項 2号、同項5号ロ）

① 想定されるリスクを回避するため、「品質保証委員会」「安全衛生委員会」「情報管理委員会」等、各種委員会を通じて危機管理に当たり、各委員会の委員長は、必要に応じて取締役会に内容を報告することとする。

② リスク管理体制を確保するため「危機管理規程」を制定し、経営危機に対し迅速な対応を行うとともに、

損害の拡大防止に努める。

4．当社及び当社の子会社の取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則 第100条 第1項3号、同項5号ハ）

(1) 取締役会・役員会

定例取締役会を年4回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、原則週1回役員会を開催し、取締役及び執行役員の業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。

(2) 職務権限・分掌の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、各職位の責任と権限を明確に定める。

5．当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（会社法施行規則 第100条 第1項 5号）

(1) 親会社との連携

当社は、親会社内部監査部門等の監査を必要に応じて受入れ、その報告を受けるとともに、親会社のコンプライアンス管理部署、グループ会社管理部署と情報交換を行い企業集団における業務の適正を確保する。

(2) 子会社との連携

原則として、各子会社には取締役及び監査役を派遣し、経営管理・業務の適正を図る。

6．当社の子会社の取締役及び執行役員の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
（会社法施行規則 第100条 第1項 5号イ）

① 当社は、各子会社に対して「伊藤忠製糖グループ関係会社管理規程」に基づき、経営上の重要事項等の報告及び関係書類の提出を義務付ける。

② 当社は、定期又は臨時に開催する各子会社の取締役及び執行役員との会議において、経営内容、職務執行等について報告を受ける。

7．当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
（会社法施行規則 第100条 第3項1号~3号）

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その場合、当該スタッフに対する指揮命令権限は監査役に帰属するものとし、取締役及び執行役員の指揮命令を受けない。

8．当社の監査役への報告に関する体制
（会社法施行規則 第100条 第3項4号、同項5号）

（1）当社の取締役、執行役員及び使用人が当社の監査役に報告するための体制

① 取締役及び執行役員は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要な会議を通じて監査役に定期的に報告を行うほか、次に掲げる事項をその都度、遅滞なく報告する。

・財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容
・業績及び業績見通しの内容
・内部情報提供制度に基づく情報提供の状況
・著しい損失等経営に甚大な影響を与える事象が発生したとき、又は発生することが予想されるとき
・前各号に掲げるもののほか、監査役が求める事項

② 執行役員及び使用人は、監査役に対して次に掲げる事項を直接報告することができる。

・当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
・重大な法令又は定款違反事実

（2）当社の子会社の取締役、執行役員、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

① 当社の子会社の取締役、執行役員、監査役及び使用人は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

② 当社の子会社の取締役、執行役員、監査役及び使用人は、法令等の違反行為など、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行う。

③ 当社の子会社の取締役、執行役員、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に報告する必要があると判断した事項について、当社の監査役に直接又は間接的に報告できる。

（3）当社の監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び当社の子会社は、当社の監査役へ報告を行った当社及び当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人に対し当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知し徹底する。

9．当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

（会社法施行規則 第100条 第3項6号）

当社は、監査役からその職務の執行に係る費用について、前払等の請求があった場合は、担当部署において精査の上、その支払いが不適当である場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

１０．その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（会社法施行規則 第100条 第3項7号）

① 監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と適時、意見交換会を開催することができる。

② 監査役は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等の外部専門家を独自に起用することができる。

以　上

【附　則】

1．2006年5月2日　制定
2．2012年1月25日 改正
3．2015年1月28日 改正
4．2015年6月10日 改正
5．2015年6月26日 改正

附属明細書（事業報告関係）

該当する事項はありません。

伊藤忠製糖株式会社

貸借対照表

（令和 4年 3月31日現在）

（単位:円）

（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	9,348,283,074	流動負債	4,810,391,850
現金及び預金	1,485,210,163	買掛金	1,996,743,364
売掛金	1,382,597,542	リース債務	5,089,028
商品及び製品	1,144,647,581	未払金	806,791,632
仕掛品	142,104,394	未払費用	44,572,335
原材料及び貯蔵品	4,386,970,481	未払法人税等	459,809,594
前渡金	331,737,437	預り金	1,304,574,725
前払費用	80,726,585	賞与引当金	147,056,000
預け金	301,631,968	役員賞与引当金	5,699,000
その他	92,656,923	デリバティブ負債	40,056,172
固定資産	6,892,166,243		
有形固定資産	3,350,047,940	固定負債	2,901,972,048
建物	505,891,790	リース債務	1,608,750
構築物	86,500,418	繰延税金負債	2,900,363,298
機械及び装置	1,251,122,088		
車両運搬具	245,013		
工具器具備品	83,801,783	負債合計	7,712,363,898
土地	1,296,016,142	（純資産の部）	
リース資産	63,320,006	株主資本	7,345,118,782
建設仮勘定	63,150,700	資本金	2,000,000,000
無形固定資産	10,426,117	利益剰余金	5,345,118,782
借地権	1,970,946	利益準備金	500,000,000
ソフトウェア	6,916,912	その他利益剰余金	4,845,118,782
電話加入権	1,538,259	設備改善準備金	2,500,000,000
投資その他の資産	3,531,692,186	別途積立金	4,500,000,000
投資有価証券	2,465,350,492	繰越利益剰余金	△ 2,154,881,218
関係会社株式	638,287,152	評価・換算差額等	1,182,966,637
出資金	51,725,000	その他有価証券評価差額金	1,182,395,770
長期前払費用	150,928,470	繰延ヘッジ損益	570,867
前払年金費用	212,683,493		
その他	30,892,579		
貸倒引当金	△ 18,175,000	純資産合計	8,528,085,419
資産合計	16,240,449,317	負債・純資産合計	16,240,449,317

伊藤忠製糖株式会社

損益計算書

（令和 3年 4月 1日から
令和 4年 3月31日まで）

（単位:円）

売上高		23,810,284,145
売上原価		19,900,861,006
売上総利益		3,909,423,139
販売費及び一般管理費		2,409,829,465
営業利益		1,499,593,674
営業外収益		
受取利息及び配当金	92,677,205	
その他	74,195,821	166,873,026
営業外費用		
支払利息	1,211,125	
その他	24,088,783	25,299,908
経常利益		1,641,166,792
特別利益		
固定資産売却益	233,816,044	233,816,044
税引前当期純利益		1,874,982,836
法人税、住民税及び事業税	522,365,713	
法人税等調整額	20,120,613	542,486,326
当期純利益		1,332,496,510

伊藤忠製糖株式会社

株主資本等変動計算書

（自　令和 3年 4月1日　至　令和 4年 3月31日）

（単位:円）

	株主資本						
	資本金	利益剰余金				利益剰余金合計	株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金				
			設備改善準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,000,000	500,000,000	2,500,000,000	4,500,000,000	△ 1,726,377,728	5,773,622,272	7,773,622,272
当期変動額							
剰余金の配当					△ 1,761,000,000	△ 1,761,000,000	△ 1,761,000,000
当期純利益					1,332,496,510	1,332,496,510	1,332,496,510
株主資本以外の項目の変動額(純額)							
当期変動額合計	0	0	0	0	△ 428,503,490	△ 428,503,490	△ 428,503,490
当期末残高	2,000,000,000	500,000,000	2,500,000,000	4,500,000,000	△ 2,154,881,218	5,345,118,782	7,345,118,782

（単位:円）

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,956,793,574	△ 96,792,345	1,860,001,229	9,633,623,501
当期変動額				
剰余金の配当				△ 1,761,000,000
当期純利益				1,332,496,510
株主資本以外の項目の変動額(純額)	△ 774,397,804	97,363,212	△ 677,034,592	△ 677,034,592
当期変動額合計	△ 774,397,804	97,363,212	△ 677,034,592	△ 1,105,538,082
当期末残高	1,182,395,770	570,867	1,182,966,637	8,528,085,419

(重要な会計方針)

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法

② その他有価証券

ア. 市場価格のない株式等以外のもの　時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

イ. 市場価格のない株式等　移動平均法による原価法

2) デリバティブの評価基準及び評価方法　時価法

3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法　総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

4) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)　定率法

主な耐用年数　建物　3年～47年　機械及び装置　10年～13年

② 無形固定資産(リース資産を除く)　定額法

③ リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

5) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金　債権の貸倒れに備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員賞与の支出に備えるため、事業年度内の支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金　役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当期末における年金資産が退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(20 年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理しております。

ア. 採用している退職給付制度の概要

確定給付企業年金制度

イ. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(1)退職給付債務	△1,109,012,000 円
(2)年金資産	1,243,776,135 円
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	134,764,135 円
(4)未認識数理計算上の差異	77,919,358 円
(5)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)	212,683,493 円
(6)前払年金費用	212,683,493 円

ウ. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

退職給付費用	△5,462,018 円
(1)勤務費用	52,605,000 円
(2)利息費用	6,130,775 円
(3)期待運用収益(減算)	△75,282,375 円
(4)数理計算上の差異の費用処理額	11,084,582 円

6) 収益及び費用の計上基準

当社は、精製糖の製造販売を主たる事業としており、これらの製品の販売については、製品を需要家に納入することを履行義務として識別しております。原則として顧客に製品を引き渡した時点で当該製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約で約束された対価から、特約店への手数料を控除した金額で測定しております。

7) ヘッジ会計の処理方法

相場変動が著しい粗糖の仕入等に関し、商品先物取引をヘッジ手段とする繰延ヘッジ処理方法を採用しております。なお、為替予約は振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっております。

ア.　ヘッジ方針

「デリバティブ取引管理規程」に基づき、海外粗糖相場、および外国為替の変動リスクに対してヘッジ取引を行っております。

イ.　ヘッジの有効性の評価方法

ヘッジ手段の相場変動の累計とヘッジ対象の相場変動の累計を比較する方法によっております。

8)　消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

9)　連結納税制度

当社の親会社である伊藤忠商事株式会社が、平成14年度から連結納税制度を採用したことに伴い、同社の100%子会社である当社も同時に連結納税制度に加入しております。

(会計方針の変更)

1)　収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号　2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号　2021年3月26日))を、当事業年度の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、収益は顧客との契約で約束された対価から、特約店への手数料を控除した金額で測定する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の売上高及び販売費及び一般管理費がそれぞれ406,451,614円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

2)　時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号　2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を、当事業年度の期首より適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号　2019年7月4日)第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1)　有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額	21,802,626,425円

2)　関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	144,326,416円
短期金銭債務	3,470,715,731円

3)　取締役、監査役に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	1,568円
短期金銭債務	50,708円

(損益計算書に関する注記)

1)　関係会社との取引高

売上高	1,267,953,734円
仕入高	16,313,847,914円
営業取引以外の取引高	446,932,030円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1)　発行済株式総数(普通株式)　4,000,000株

2)　配当に関する事項

①　配当支払額

令和3年6月9日の株主総会において、次のとおり決議しました。

配当金の総額	161,000,000円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	40円25銭
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月10日

令和４年３月30日の取締役会において、次のとおり決議しました。

配当金の総額	1,600,000,000円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	400円00銭
基準日	令和３年12月31日
効力発生日	令和４年 ３月31日

②　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

令和４年６月16日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項の提案は予定しておりません。

（金融商品に関する注記）

1)　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関や兄弟会社からの借入により資金を調達しております。また、デリバティブは、棚卸資産の価格変動リスクを回避するために利用しております。

②　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、「与信管理規程」に沿ってリスク低減を図っております。なお、売掛金の回収期日は１年以内です。

預け金は、兄弟会社である伊藤忠トレジャリー株式会社のグループファイナンスシステムへの預け金であり、信用リスクはないものとみなしております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金、未払金は、通常営業上発生する債務であり、１年以内の支払期日です。

当期の税負担額のうち、翌事業年度に支払が行われる額である未払法人税等、未払消費税等は、１年以内の支払期日です。

預り金は、子会社からの余剰金の受入れ、親会社である伊藤忠商事株式会社への配当金に関する源泉所得税の預り分等であり、１年以内の支払期日です。

リース債務は、オリゴ糖包装設備、乗用車に関する債務であり、リース期間は１年から３年です。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次で資金繰りの計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、重要な会計方針をご参照ください。

2)　金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません(注3)参照)。　　(単位:円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)デリバティブ取引	(40,056,172)	(40,056,172)	0
(2)投資有価証券			
その他有価証券	2,459,841,552	2,459,841,552	0
(3)リース債務(1年内返済予定を含む)	(6,697,778)	(6,666,265)	31,513

負債に計上しているものは、(　)で示しております。

(注1)　金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1)デリバティブ取引

商品先物取引及び外国為替予約取引については、それぞれの取引によって生じた正味の債権債務を純額で表示しており、その取引価格は当該先物相場終値に基づき算定しております。

(2)投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(3)リース債務

リース債務の時価については、新規に同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2)　現金及び預金、売掛金、預け金、買掛金、未払金、未払法人税等、預り金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注3)投資有価証券のうち、非上場株式(貸借対照表計上額5,508,940円)、関係会社株式(貸借対照表計上額638,287,152円)及び出資金(貸借対照表計上額51,725,000円)は、市場価格のない株式等のため、投資有価証券のうち、非上場株式については

「(2)投資有価証券 その他有価証券」には含めず、関係会社株式及び出資金については記載を省略しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、愛知県碧南市の本社工場の一部土地を近隣企業に、本社工場内の事務所の一部を子会社に貸しております。

2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項 (単位:円)

貸借対照表計上額	時価
564,122,287	840,855,923

注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

注2) 当期末の時価は、適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて、自社で算定した金額であります。

(税効果会計に関する注記)

1) 繰延税金資産・負債の主な発生原因

繰延税金資産	
関係会社株式	293,917,411 円
減価償却費	230,789,353 円
賞与引当金	44,219,739 円
ゴルフ会員権	19,341,780 円
絵画彫刻	11,559,209 円
その他	25,498,942 円
小計	625,326,434 円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△326,556,876 円
計	298,769,558 円
繰延税金負債	
連結法人間取引損益繰延	2,626,574,844 円
その他有価証券評価差額金	508,358,612 円
前払年金費用	63,953,926 円
繰延ヘッジ損益	245,474 円
計	3,199,132,856 円
繰延税金負債の純額	2,900,363,298 円

2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和 2 年法律第 8 号)において創設されたグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第 39 号 2020 年 3 月 31 日)第 3 項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 28 号 2018 年 2 月 16 日)第 44 項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて計算しております。

(収益認識に関する注記)

1) 収益の分解

精製糖の販売	21,667,823,285 円
原料糖の販売及び受託加工	1,804,066,484 円
その他	338,394,376 円

2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社の主たる事業である精製糖事業については、製品を需要家に納入することを履行義務として識別しておりますが、総販売特約店契約書に基づき、原則として代理人である伊藤忠食糧販売株式会社を総販売特約店とし、同社を経由して需要家である各特約店に販売を行っております。また、原料糖の販売及び受託加工については、委託加工契約書に基づき、これらの業務を行っております。

取引価額については、顧客との契約で約束された対価から、顧客に対する支払である特約店への手数料を控除した金額で測定しております。

原則として需要家に製品を引き渡した時点で当該製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断している

ことから、当該時点で収益を認識しております。また、原料糖の販売及び受託加工についても、原料糖を加工し受託加工を行った後に製造された製品を需要家に引き渡した時点で収益を認識しております。

顧客への納品後、1年以内に支払いを受けているため、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

1) 親会社及び法人主要株主等

(単位:円)

種類	会社名	議決権等所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	勘定科目	期末残高
親会社	伊藤忠商事株式会社	100%	原材料の仕入	原料糖の購入*1	14,146,460,729	買掛金	1,907,876,186
				早出料収益*2	7,979,678	―	―
				滞船料の支払*2	2,114,715	―	―
				連結法人税個別帰属額*3	410,525,709	未払法人税等	413,820,194

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 輸入原料糖購入価格は、ニューヨーク粗糖先物市場にて購入した粗糖先物価格に基づき決定しております。国産原料糖購入価格は、市場実勢を勘案した価格交渉により決定しております。ビート原料糖購入価格は、入札により決定しております。

*2 早出料収益額および滞船料の支払額は、市場実勢を勘案した価格交渉により決定しております。

*3 親会社連結法人税額のうち、当社負担額を計上しております。

2) 子会社等

(単位:円)

種類	会社名	議決権等所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	勘定科目	期末残高
子会社	第一糖業株式会社	99.02%	役員の兼任 製品の受託加工	資金の受託*1	31,051,409	預り金	822,871,161
				利息の支払*1	1,070,243	未払金	85,825
子会社	シー・アンド・エス・サービス株式会社	100%	業務委託 役員の兼任	資金の受託*1	△9,814,726	預り金	145,130,310
				利息の支払*1	140,882	未払金	12,051
関連会社	衣浦ユーティリティー株式会社	27.95%	蒸気・電力等の購入 役員の兼任	蒸気・電力等の購入*2	1,280,733,765	未払金	95,250,242

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 決済用資金の受入に係るものであり、「取引金額」は年間取引の純増減額であります。なお、預り利率は、市場金利を勘案して決定しております。

*2 蒸気・電力等の購入価格は、市場実勢を勘案した価格交渉により決定しております。

3)　兄弟会社等

（単位：円）

種類	会社名	議決権等所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	勘定科目	期末残高
親会社の子会社	伊藤忠食糧株式会社	なし	製品等の販売	製品等の販売*1	22,331,765,079	売掛金	1,178,408,824
親会社の子会社	伊藤忠トレジャリー株式会社	なし	資金の預入	資金の預入*2	△1,198,368,373	預け金	301,631,968
				利息の受取*2	1,497,838	未収金	147,809

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 製品価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案した価格交渉により決定しております。

*2 伊藤忠グループ金融制度を利用した資金の預け入れであり、「取引金額」は年間取引の純増減額であります。なお、預け利率は、市場金利を勘案して決定しております。

（1株当たり情報に関する注記）

1株当たり純資産額	2,132円02銭
1株当たり当期純利益	333円12銭

【計算書類の附属明細書】

1.有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:円)

資産の種類		期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	建物	557,292,557	16,435,000	154,888	67,680,879	505,891,790	5,293,873,100	5,799,764,890
	構築物	94,933,062	0	0	8,432,644	86,500,418	1,019,930,297	1,106,430,715
	機械及び装置	1,271,330,916	305,376,155	4,434,750	321,150,233	1,251,122,088	14,594,214,039	15,845,336,127
	車両運搬具	611,399	980,000	59,001	1,287,385	245,013	145,836,987	146,082,000
	工具器具備品	75,832,323	48,380,010	22	40,410,528	83,801,783	475,679,208	559,480,991
	土地	1,374,581,098	0	78,564,956	0	1,296,016,142	0	1,296,016,142
	リース資産	99,758,966	0	0	36,438,960	63,320,006	273,092,794	336,412,800
	建設仮勘定	17,097,170	415,318,695	369,265,165	0	63,150,700	0	63,150,700
	計	3,491,437,491	786,489,860	452,478,782	475,400,629	3,350,047,940	21,802,626,425	25,152,674,365
無形固定資産	借地権	1,970,946	0	0	0	1,970,946	0	1,970,946
	ソフトウェア	9,108,612	0	0	2,191,700	6,916,912	178,469,597	185,386,509
	電話加入権	1,538,259	0	0	0	1,538,259	0	1,538,259
	計	12,617,817	0	0	2,191,700	10,426,117	178,469,597	188,895,714

注)1. 機械及び装置の主な増加は、精製糖製造設備の更新によるものです。

2. 建設仮勘定の主な増加は、精製糖製造設備の更新によるものです。

3. 建設仮勘定の主な減少は、勘定科目間の振替によるものです。

2.引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	18,175,000	0	0	18,175,000
賞与引当金	93,340,400	147,056,000	93,340,400	147,056,000
役員賞与引当金	12,833,000	5,699,000	12,833,000	5,699,000

注)1. 退職給付引当金については、退職給付に関する注記を重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しているため、省略しております。

3. 販売費及び一般管理費の明細

（単位：円）

科目	金額	摘要
代理店手数料	328,513,341	
運送費	889,845,134	
保管料	5,256,439	
保管荷役料	6,849,118	
外注労務費	93,239,819	
特約店会費	1,587,995	
給料手当	359,915,504	
賞与引当金繰入額	61,653,000	
退職給付費用	△ 4,632,018	
役員賞与引当金繰入額	5,699,000	
法定福利費	123,370,315	
福利厚生費	47,491,430	
委託管理費	81,217,214	
賃借料	22,557,911	
消耗品費	15,317,522	
修繕費	61,697,650	
減価償却費	31,183,455	
保険料	10,958,482	
租税公課	24,528,386	
事業税	38,126,100	
新聞図書費	2,066,556	
教育訓練費	3,957,065	
通信費	8,713,703	
旅費交通費	35,708,291	
交際費	10,246,156	
会議費	1,566,277	
広告宣伝費	35,975,960	
諸会費	22,843,184	
寄付金	1,610,000	
研究開発費	9,152,886	
雑費	73,613,590	
計	2,409,829,465	

独立監査人の監査報告書

令和４年５月26日

伊藤忠製糖株式会社

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐里子　直

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、伊藤忠製糖株式会社の令和３年４月１日から令和４年３月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監　査　報　告　書

私たち監査役は、令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの第５０期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役の監査の方法及びその内容

各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、他の監査役と意志疎通及び情報の交換を図るほか、取締役、執行役員、内部統制担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員、使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員、使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 5 号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成１７年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和４年５月３１日

伊藤忠製糖株式会社

常勤監査役　今井秀明

監　査　役　渡部格

監　査　役　魚住峰司